

第 1 章 三豊市第 2 次環境基本計画と環境白書について

第 1 節 三豊市第 2 次環境基本計画の概要

1 三豊市第 2 次環境基本計画の役割と位置付け

三豊市第 2 次環境基本計画は、三豊市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、令和 2 年 3 月に策定されたもので、国の「第五次環境基本計画」、県の「香川県環境基本計画」、その他法令や条例、上位計画など整合を図っています。

また、当該計画は本市のまちづくりのマスタープランである「三豊市第 2 次総合計画」を環境面から総合的・計画的に推進する役割を有しています。

2 三豊市第 2 次環境基本計画の期間、対象及び目指す環境の将来像

(1) 計画の期間

三豊市環境基本計画の計画期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間でしたが、平成 26 年度に計画の見直しを実施し、平成 26 年度から平成 30 年度までを計画期間として変更し、令和元年度に第 2 次環境基本計画を策定し、計画期間は、令和元年度から令和 9 年度の 10 年間としています。

(2) 計画の対象範囲

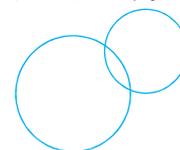
三豊市第 2 次環境基本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

表 1-1-1 三豊市第 2 次環境基本計画で対象とする環境の範囲

分 野	対 象
地 球 環 境	二酸化炭素、気候変動、エネルギー など
資 源 環 境	ごみ、資源化、適正処理 など
生 活 環 境 自 然 環 境	大気質、水質、騒音、振動、森、川、海、動植物、景観 など
環 境 行 動	環境学習、環境教育、環境啓発、協働 など

(3) 計画で目指す「望ましい環境像」

「望ましい環境像」とは、市民や事業者、行政が共通して思い描く、将来の市の環境の姿を示すキャッチフレーズで、次のとおりとします。





3 環境基本計画の進捗状況の点検・評価

三豊市第2次環境基本計画では、計画策定後には環境の現状を整理するとともに、後述する施策評価指標の達成状況をチェックして、計画の進捗状況の点検・評価を行うよう定めています。

次項で述べる三豊市環境白書は、これに基づき、環境の現状を整理するとともに、計画の点検・評価を行った結果を掲載したものです。

第2節 三豊市環境白書について

三豊市環境基本条例第9条では、市長は「環境の状況及び講じた施策に関する報告書」を作成し、これを公表することとなっています。この報告書が「三豊市環境白書」であり、前項で示した「環境基本計画の進捗状況の点検・評価」の結果を三豊市環境白書で記載します。

三豊市環境基本条例（第8条・第9条を抜粋）

（環境基本計画）

第8条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、三豊市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、市の自然的社会的文化的な特性を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 快適な環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ三豊市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（報告書の作成等）

第9条 市長は、毎年度、環境の状況及び講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。